

# 医療施設線量測定運営規程

平成30年9月2日 制定

## (目的)

第1条 医療施設の放射線管理に関する測定、調査及び研究を行い、県民の放射線被ばく低減及び安全を確保することを目的とする。

## (運営方法)

第2条 測定に関する問い合わせ、依頼等に関する応答は、放射線管理委員会事務局（以下「事務局」という）が担当する。

2 線量測定の運営は、次の手順で行う。

(1)測定依頼は、漏洩線量測定申込書により受け付ける。

(2)受付後、測定依頼者に見積書を送付する。(希望者のみ)

(3)事務局と測定依頼者との業務支援契約書を作成する。(年度当初のみ)

(4)事務局は、測定者ならびに測定依頼者と協議し日程を調整する。

(5)測定終了後、測定者は測定結果報告書を速やかに作成する。

(6)事務局は、測定結果報告書を測定料金請求書と共に測定依頼者へ送付する。

3 漏洩線量が法に定める規定値を超える場合は、依頼者へその旨を報告し適切な対応を促す。

4 測定事業に関する事務、会計は事務局に委ねる。

## (測定者)

第3条 測定者は、放射線管理委員会の委員から測定地区を考慮して委員長が2～3名選定する。

## (測定器)

第4条 測定を行う場合は、本会所有のサーベイメータを使用する。

2 定期的に測定器の外観、ケーブルコードの断線、破損および電池等の消耗品を確認し必要に応じて交換する。

3 少なくとも2年に1回以上、整備点検・校正をメーカーに依頼し実施する。

4 測定器の保管場所は、委員長が指定した放射線管理委員の所属する施設とし、振動のある場所や高温多湿な場所などを避けて保管する。

## (測定に関する費用)

第5条 測定費用は、基本料金30,000円とし、1部屋増す毎に20,000円を加算する。

2 測定費用のほか、交通費等実費を請求する。

## (測定方法)

第6条 測定方法に関しては、放射線管理委員会の作成したマニュアルに従って測定する。

## (調査・研究)

第7条 放射線管理委員会が必要に応じて会合を持ち調査、研究を行う。

## (行政との連携)

第8条 事務局は必要に応じて行政に連絡を取り指導を受ける。

(報酬および費用弁償)

第9条 報酬として測定者に1施設あたり10,000円を支払う。

2 費用弁償に関しては、本会旅費規程に基づき支払う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成30年9月2日より施行する。